

平成30年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の概要

調達の現状分析（平成29年度実績）

1 契約全体の現状 契約全体⇒739件、約235億円

- (1) 競争性のある契約 612件 約165.8億円
(2) 競争性のない契約 127件 約69.7億円

※ 当法人は、日本銀行券、官報、旅券等極めて公共性の高い製品を製造する役割を担っており、その契約は、製造に係る契約が、大宗を占めている。
(製造関係契約 約220億円(93.3%)、その他の契約 約16億円(6.7%))

契約全体(約235億円)における製造関係契約の割合



※ 製造関係契約のうち原材料等購入(約59億円)、生産設備購入・保守・修理等(約50億円)、システム構築・保守等(約40億円)、建物設備保守等(約36億円)、の契約の合計金額が約185億円となり、全体の84.0%を占めている。

製造関係契約における契約分類割合(約220億円)



2 一者応札・応募の現状

一者：113件 約70億円、二者以上：479件 約91億円

※ 一者応札・応募においても、製造に係る契約が、大宗を占めている状況にある。
(製造関係契約 約66億円(94.2%)、その他の契約 約4億円(5.8%))

一者応札・応募(約70億円)における製造関係契約の割合



※ 製造関係契約における一者応札・応募の契約分類別割合では、システム構築・保守等(約38億円)、建物設備保守等(約16億円)、原材料等購入(約5億円)、生産設備購入・保守・修理等(約5億円)の契約の合計金額が約63億円となり、全体の96.4%を占めている。

製造関係契約における一者応札・応募の契約分類別割合(約66億円)



割合は、それぞれ四捨五入しているため、100%にならない場合がある。

(注)その他は、電気・ガス・廃棄物処理など

調達等合理化計画の取組内容

1 重点的に取り組む分野

- (1) 契約業者が一に限定される「原材料等の購入」及び「生産設備の購入・保守・修理等」の調達については、合理的な契約方式(随意契約)による調達とし、事務処理の効率化及び経費の削減を目指す。
(2) 契約業者が一に限定されないものの、これまでの取組において、一者応札が解消されていない「原材料等の購入」、「生産設備の保守・修理等」及び「生産設備以外の保守・修理等」の調達、並びに特定の専門的な知識を有する者に限定される「生産設備の購入」の調達については、合理的な契約方式(公募)による調達とし、事務処理の効率化及び経費の削減を目指す。
(3) 更なる調達の合理化を図るため、要件を整理した上で、契約監視委員会において、随意契約移行可否の審議を受ける。

2 繼続的な取組

- (1) 随意契約に係る取組
① 競争性のない随意契約理由等の厳格な審査、② 少額随意契約の見直し
(2) 一者応札・応募に係る取組
① 入札参加申込期間の十分な確保、② 仕様書の見直し、③ 履行等準備期間の十分な確保、④ 競争参加資格の拡大、⑤ 電子入札の活用、⑥ 契約発注情報の公表等

3 調達に係るガバナンスの徹底

- (1) 新規随意契約に関する内部統制の確立
(2) 不祥事の発生の未然防止

4 自己評価の実施

- (1) 調達等合理化計画の自己評価は、各事業年度に係る業務実績の評価の一環
(2) 主務大臣に報告後、主務大臣による評価
(3) 主務大臣による評価を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映

5 推進体制

- (1) 調達等合理化・契約検証委員会
調達等合理化計画に定める事項を着実に実施するため、総括責任者を定め、調達等合理化を推進するための体制を整備する。
総括責任者：財務部担当理事、副総括責任者：財務部長
メンバー：本局各室長・各部長・各部次長等、事務局：財務部契約課
(2) 契約監視委員会(監事2名、外部有識者3名)
① 調達等合理化計画策定の際の点検、② 自己評価の際の点検、③ 理事長が定める基準に該当する個々の契約案件の事後点検

6 公表

- (1) 調達等合理化計画 (2) 自己評価結果 (3) 契約監視委員会における審議概要